

相続登記の準備が容易に！

前回は単独申請である相続登記の、登記の原因を証する書面のなかの相続を証する書面について概略をご説明しました。今回はこの数年で改善されてきている相続を証する書面の内容と収集の仕方について述べていきたいと思います。

法定相続証明制度

まずは平成29年5月に創設された法定相続証明制度についてです。

法務局に相続関係の「一覧図と戸籍謄本等の束を提出すると、登記官がその内容を確認し、一覧図に認証文を付して写しを無料で交付してくれるという制度です。この認証文が付された一覧図の写しは法定相続情報「一覧図」と呼ばれ戸籍謄本等の束と同じ効力のあるものという扱いになります。そのため相続を証する書面として戸籍謄本等の束の代わりに法定相続情報「一覧図」を提出することができます。また法定相続情報

「一覧図」の右肩部分に記載されている法定相続情報番号を登記申請書に記載すれば法定相続情報「一覧図」の原本の提出を省略できる取り扱いもあります。

資格者代理人からの申出も可能なので、司法書士が相続登記を法務局に申請する際に一緒に申出をすることもあります。相続登記の完了時に法定相続情報「一覧図」を交付してもらい、相続登記の完了書類と一緒に相続人の方にお渡しして、銀行や証券会社、役所等の手続きにご利用いただく（利用の可否は提出先の機関へ

の確認が必要ですが）という流れになることもあります。もしくは先に法定相続情報「一覧図」の交付を受けてから各所の手続きを行い、その後で相続登記の手続きを行うこともあります。

法定相続情報一覧図の申出に必要な書類

戸籍謄本等の束

相続関係の一覧図

必要な戸籍等の種類

- 被相続人の住民票の除票
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍
- 各相続人の現在の戸籍
- 申出人の氏名・住所が確認できる公的書類
- 各相続人の住所を載せる場合は各住民票

集めた戸籍等から作成

- 最後の住所
- 最後の本籍
- 出生日
- 死亡日
- 住所、出生日
- 住所、出生日
- 住所、出生日
- 配偶者
- 住所、出生日

法務局へ提出

申出は相続人
※ただし委任を受けた
・申出人の親族
・資格者代理人も可能

登記官が内容を確認
一覧図に認証文を付して写しを交付

認証文付き相続情報一覧図の写し

戸籍謄本等が不要

法定相続情報一覧図のみでOK

法定相続情報番号

登記申請書に記載で法定相続情報一覧図の原本の提出を省略可能

手続きに利用可能

相続手続きが効率的に行えます

のことそれ以外の相続手続きも効率的に行うことができるようになりました。

広域交付制度

次に戸籍の広域交付制度についてです。これは相続登記の義務化に先立つ令和6年3月1日に開始されました。これまでは戸籍謄本等の請求はその本籍地の市区町村の窓口にしなくてはなりませんでした。そのため出生地から転籍していたり婚姻によって新たに戸籍を編製していたり古い戸籍謄本等の本籍地が各地にあるという人はその本籍地の市区町村の窓口ごとに請求をしていました。

これが非常に煩雑で時間と費用もかかるため、相続登記は面倒だという原因のひとつになっていたのかもしれない。

それが広域交付制度が開始されたことにより、本籍地が全国各地にある場合でもか所の市区町村の窓口にとまとめて請求できるようになりました。これによって戸籍謄本等の収集が随分とらくになりました。

この制度の留意点

① 法定相続情報「一覧図」の交付の申出と異なり代理人による請求と郵送での請求を受け付けていないため相続人ご本人が直接市区町村の窓口まで出向かないといけ

ない。

② コンピュータ化されていない戸籍等は請求できない。

③ 例えば親の相続の手続きをする際の相続を証する書面としては相続人であるご本人と相続人であるそのご兄弟の現在の戸籍も必要になるのですが、広域交付制度ではご兄弟の戸籍等は請求できない。

などが挙げられます。

また現状の運用として、市区町村によっては開庁時間内であっても広域交付制度で請求できる時間帯が限られていたり、請求から交付まで長時間待たなければならなかったり、当日交付できないため後日再度

以前の戸籍謄本等の請求

戸籍謄本等は本籍地の市区町村に請求

〇〇区に請求
××市に請求
△△町に請求

出生 死亡 転籍

各地から取り寄せるため時間と費用がかかる

戸籍の広域交付制度

最寄りの市区町村の窓口でまとめて請求

一括請求

戸籍情報連携システム

最寄りの役所

戸籍をコンピュータ化

出生 死亡 転籍

代理人請求や郵送は不可

紙のみの戸籍は不可
コンピュータ化が必要

兄弟の戸籍は不可

請求は相続人ご本人
市区町村の窓口のみ

広域交付制度の注意点

市区町村によって請求できる時間帯が開庁時間と違うことがある

請求から交付まで時間がかかる

当日交付が不可で受け取りは後日の場合あり

事前に電話で問い合わせがおすすめ

合掌殿グループ 専門相談員のご紹介

加藤雄一司法書士事務所
司法書士 加藤 雄一

略歴 24歳で司法書士試験に合格。平成15年に開業以来、相続登記をはじめ様々な案件を取り扱う。

お問い合わせ 加藤雄一司法書士事務所

052-726-8335

名古屋守山守山三丁目1504番地
HANAMIZUKI向台 303号

ご家族の代わりに

人生をサポート

つながりの樹は、日常生活で起こる様々なお困りごとをあなたと一緒に解決する、そんな存在です

身元保証

入院時や介護施設等へ入られる際の身元保証人等をお引き受けいたします。

生活支援

買物や病院の付添い、各種手続きなど日常での困りごとのお手伝いをいたします。

葬送支援

ご逝去後の葬儀・納骨・各種手続きを生前のご意向に基づき対応いたします。

まずはお話し相手からお気軽にご相談ください

TEL.052-737-6313

【営業時間】9:00～18:00 名古屋市守山区城南町2-32

一般社団法人
つながりの樹

あなたの笑顔のために、私たちSYケアーズがサポートいたします。

介護タクシー®行きたいところへ

車いすでも、寝たままでも、お出かけいただけます

病院・施設の送り迎え	結婚式や葬儀	お墓参り	スーパーや百貨店
コンサートや野球観戦など	お花見・紅葉初詣など	日帰り・宿泊旅行	

ご利用料金
30分 4,200円
15分毎に2,100円

【対応エリア】
名古屋市(守山区・名東区・千種区・東区)、尾張旭市、日進市、長久手市

介護資格を持つスタッフが対応いたします

各自治体の福祉タクシーチケットをご利用いただけます。

SYケアーズ
介護タクシー・介護訪問サービス
〒463-0055 名古屋市守山区西新12-9 FAX:052-715-5367

お気軽に何でもご相談ください。052-715-5366

予約受付 平日9:00～18:00

詳細はQRコード

たった1回で矯正できる

シンプルで美しい仕上がり

巻き爪が持ち上がるしくみをWEB公開中

最新技術の巻き爪矯正

名古屋守山巻き爪センター

〒463-0011 名古屋市守山区小幡5-3-14 プラザビル1F

0120-82-9572

【予約優先制】 守山巻き爪センター

爪が優しく持ち上がる
日本生まれの特許技術

必ず見